

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2007-513737**(P2007-513737A)**(43) 公表日 **平成19年5月31日(2007.5.31)**

(51) Int. Cl.

B26B 21/44 (2006.01)

F I

B26B 21/44

A

テーマコード (参考)

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2006-545573 (P2006-545573)
 (86) (22) 出願日 平成16年12月16日 (2004.12.16)
 (85) 翻訳文提出日 平成18年6月15日 (2006.6.15)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2004/042900
 (87) 国際公開番号 W02005/058561
 (87) 国際公開日 平成17年6月30日 (2005.6.30)
 (31) 優先権主張番号 10/737,003
 (32) 優先日 平成15年12月16日 (2003.12.16)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

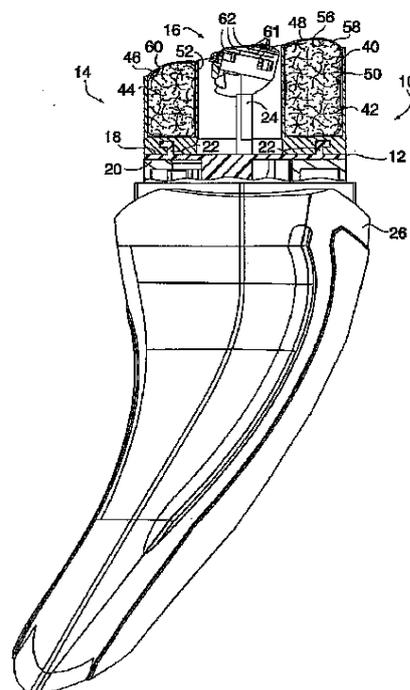
(71) 出願人 504353947
 エバレディ バッテリー カンパニー インコーポレーテッド
 EVEREADY BATTERY COMPANY, INCORPORATED
 アメリカ合衆国 63141 ミズーリ州
 , セントルイス, メリービル ユニバーシティ
 ドライブ 533
 533 Maryville University Drive St. Louis,
 MO 63141 U. S. A
 .
 (74) 代理人 100121083
 弁理士 青木 宏義

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 シェービング装置

(57) 【要約】

シェービング装置は、ハンドルに選択的に取り付け可能に構成されている。カートリッジは、レーザーカートリッジと、非固形のシェービング補助剤を吐出する装置とを備えている。シェービング装置は、ハンドル内のセルフレベリング機構が、第2の要素に対応して第1の要素の動きを調整できないような態様でハンドルに取り付けられている。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第 1 の面と、ハンドルに装置本体を選択的に取り付けするためのコネクタを有する第 2 の面とを備えるベースと、

前記ベースの第 1 の面に取り付けられたレーザーカートリッジと、

内壁及び外壁により規定される少なくとも 1 つの容器を備え、前記内壁により更に前記レーザーカートリッジが通過する開口部が規定されるシェーピング補助剤吐出装置と、

前記容器内に配設され、非固形のシェーピング補助剤を格納する貯蔵媒体と、

前記容器を実質的に覆い、毛管現象により前記貯蔵媒体からシェーピング補助剤を吸い上げ可能なウィックと、を具備することを特徴とするシェーピング装置。

10

【請求項 2】

前記ベースは、少なくとも 2 つの分割された要素から構成されることを特徴とする請求項 1 記載のシェーピング装置。

【請求項 3】

容器壁により分割された、少なくとも 2 つの前記容器を備えることを特徴とする請求項 1 記載のシェーピング装置。

【請求項 4】

前記貯蔵媒体は、実質的に前記容器を満たすことを特徴とする請求項 1 記載のシェーピング装置。

【請求項 5】

前記貯蔵媒体は、前記ウィックの内側表面と接触していることを特徴とする請求項 4 記載のシェーピング装置。

20

【請求項 6】

前記貯蔵媒体は、繊維質材料で構成されることを特徴とする請求項 5 記載のシェーピング装置。

【請求項 7】

前記貯蔵媒体は、押出ファイバで構成されることを特徴とする請求項 6 記載のシェーピング装置。

【請求項 8】

前記貯蔵媒体は、延伸ファイバで構成されることを特徴とする請求項 6 記載のシェーピング装置。

30

【請求項 9】

前記ウィックは、鋳造可能であることを特徴とする請求項 1 記載のシェーピング装置。

【請求項 10】

前記レーザーカートリッジは、選択的に前記ベースに取り付けられることを特徴とする請求項 1 記載のシェーピング装置。

【請求項 11】

ベースと、

前記ベースに取り付けられたレーザーカートリッジと、

環状形状を有する容器及び開口部を備えるシェーピング補助剤吐出装置と、

前記容器内に配設され、非固形のシェーピング補助剤を格納する貯蔵媒体と、

前記容器を実質的に覆い、毛管現象により前記貯蔵媒体からシェーピング補助剤を吸い上げ可能なウィックと、を具備することを特徴とするシェーピング装置。

40

【請求項 12】

通常時に第 2 の要素に関連して第 1 の要素の位置を調整でき、第 1 の方向に対する第 1 の要素の移動が、第 2 の要素を第 1 の方向と実質的に反対方向である第 2 の方向へ移動させるセルフレベルリング機構を備えるハンドルと、

選択的に前記ハンドルに取り付けられ、レーザーカートリッジと非固形のシェーピング補助剤を吐出する装置を備え、前記セルフレベルリング装置が前記第 2 の要素に関連して前記第 1 の要素の動きを調整できないような態様で前記ハンドルに取り付けられた交換カート

50

リッジと、を具備することを特徴とするシェーピング装置。

【請求項 1 3】

前記交換カートリッジが選択的に前記ハンドルに取り付けられ、

第 1 の面と、前記ハンドルに本ベースを選択的に取り付けるためのコネクタを有する第 2 の面とを備えるベースと、を備え、

前記レザーカートリッジが前記ベースに取り付けられ、

前記吐出装置が前記ベースに取り付けられ、当該吐出装置は、内壁及び外壁により規定される少なくとも 1 つの容器を備え、更に前記内壁により前記レザーカートリッジ、前記容器内に配設され非固形のシェーピング補助剤を格納する貯蔵媒体、並びに、前記容器を実質的に覆い毛管現象により前記貯蔵媒体からシェーピング補助剤を吸い上げ可能なウィックを受入れ可能な開口部が規定されることを特徴とする請求項 1 2 記載のシェーピング装置。

10

【請求項 1 4】

前記吐出装置は、容器壁により分割された、少なくとも 2 つの前記容器を備えることを特徴とする請求項 1 3 記載のシェーピング装置。

【請求項 1 5】

前記貯蔵媒体は、実質的に前記容器を満たすことを特徴とする請求項 1 3 記載のシェーピング装置。

【請求項 1 6】

前記貯蔵媒体は、前記ウィックの内側表面と接触していることを特徴とする請求項 1 5 記載のシェーピング装置。

20

【請求項 1 7】

前記貯蔵媒体は、繊維質材料で構成されることを特徴とする請求項 1 6 記載のシェーピング装置。

【請求項 1 8】

前記貯蔵媒体は、押出ファイバで構成されることを特徴とする請求項 1 7 記載のシェーピング装置。

【請求項 1 9】

前記貯蔵媒体は、延伸ファイバで構成されることを特徴とする請求項 1 7 記載のシェーピング装置。

30

【請求項 2 0】

前記ウィックは、鋳造可能であることを特徴とする請求項 1 3 記載のシェーピング装置。

【請求項 2 1】

前記吐出装置は、前記ハンドルに選択的に取り付けられるベースと合体することを特徴とする請求項 1 3 記載のシェーピング装置。

【請求項 2 2】

前記吐出装置は、内壁及び外壁により規定される少なくとも 1 つの容器を備え、前記内壁により更に前記レザーカートリッジを受け入れる開口部が規定されることを特徴とする請求項 2 1 記載のシェーピング装置。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0 0 0 1】

本発明は、概してシェーピング装置に関し、特に、非固形のシェーピング補助剤を吐出する装置を備えるシェーピング装置に関する。

【背景技術】

【0 0 0 2】

一般に、従来のセーフティレザーは、再利用可能なハンドルに取り付けられた使い捨て可能なレザー、或いは、使い捨て可能なユニットとして一体化されたハンドル及びカートリッジを有している。大抵のレザーカートリッジは、フレームと、少なくとも 1 つのレザ

50

ーブレードと、フレームに取り付けられたシェービング補助剤片を有している。シェービング補助剤は、これに限定されるものではないが、平滑剤、抵抗低減剤、脱毛剤、洗浄剤、薬剤などのシェービング処理の質を向上するものを含むものである。シェービング補助剤片は、一般的に、レザーブレードの近傍のレザーカートリッジに取り付けられる。また、一般に、このレザーカートリッジに追加のシェービング補助剤（例えば、シェービングクリーム）も利用される。

【0003】

一般に、シェービング補助剤片は、シェービング動作中に吐出させる水溶性材料、並びに、シェービングの間に吐出させない非水溶性材料で構成される。非水溶性材料は、水溶性材料の補助及び/又は保持するための媒体を供給する。非水溶性材料は、例えば、ポリスチレンであり、水溶性材料は、例えば、ポリオックス系材料である。これらの双方のタイプの材料は、技術的に周知となっている。

10

【0004】

あるシェービング補助剤片には、幾つかの不都合がしばしば関連付けられる。例えば、シェービング補助剤片の耐用年数は、ユーザのシェービングの習慣や、レザーカートリッジの使用及び/又は保管状況によって大きく変化し得る。また、吐出されるシェービング補助剤の総量も、シェービング装置の寿命と共に変化し得る。このため、当初における適正な吐出の割合は、その後不適正となる。また、シェービング補助剤片内で吐出されるシェービング補助剤の種類も限定される。

【0005】

このため、これらのような従来技術の欠点を克服するシェービング装置を提供することが望まれている。

20

【発明の開示】

【0006】

本発明に従うと、シェービング装置は、ベースと、シェービング補助剤吐出装置と、レザーカートリッジとを備える。ベースは、第1の面と第2の面とを有している。シェービング補助剤吐出装置及びレザーカートリッジは、ベースの第1の面に取り付けられている。ある実施形態において、ベースは、ハンドルに対して選択的にシェービング装置を連結するコネクタを有している。シェービング補助剤吐出装置は、少なくとも1つの容器の範囲を規定する内壁と外壁とを有している。内壁は、レザーブレードカートリッジがそれを通過するサイズとされた開口部を規定する。貯蔵媒体は、容器内に配置され、実質的に当該容器を満たしている。貯蔵媒体は、シェービング補助剤を格納可能に構成されている。ウィック(wick)は、実質的に容器を覆い、毛管現象により貯蔵媒体からシェービング補助剤を吸い上げ可能になっている。一の実施形態において、上述のシェービング装置は、ハンドルを備える。他の実施形態において、シェービング装置は、ハンドルに選択的に取り付けられる取替えカートリッジとして使用され得る形態で提供される。

30

【0007】

本発明に係るシェービング装置の利点は、例えば、液状体、クリーム状体、ジェル状体などの様々な非固形の形態を有するシェービング補助剤を取り扱うことができることである。

40

【0008】

本発明に係るシェービング装置の他の利点は、シェービング補助剤吐出装置がシェービング補助剤を吐出する際に、ユーザに対して独立した機構の操作を要求しないことである。

【0009】

本発明に係るシェービング装置の更なる利点は、シェービング補助剤が、本発明のシェービング装置から要求に応じて塗布され得ることである。

【0010】

本発明のある実施形態は、シェービング補助剤吐出装置で、固形のシェービング補助剤と共に使用されるように設計されたハンドルを用いて非固形のシェービング補助剤を吐出

50

させることができるという更なる利点を提供する。

【0011】

本発明の上述の、並びに、他の利点は、以下の本発明に係る詳細な説明及び添付図面に照らして明らかになる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

図1を参照すると、本発明に係るシェーピング装置10は、ベース12、シェーピング補助剤吐出装置14と、レーザーカートリッジ16とを備える。図1において、シェーピング補助剤吐出装置14は、ハンドル26、或いは、ハンドル26の一部に取り付けられている。図2～図3を参照すると、ベース12は、第1の面18と第2の面20とを有している。ベース12は、ベース12の第1の面18上に配設され、共に後述されるベース12及びシェーピング補助剤吐出装置14に選択的に取り付けられるコネクタ22を有している。例えば、接着剤などの代替手段を使って、シェーピング補助剤吐出装置14をベース12に取り付けるようにしても良い。また、ベース12は、ベース12の第1の面18に選択的にレーザーカートリッジ16を取り付けられるコネクタ24を有している。代替手段を使ってベース12にレーザーカートリッジ16を取り付けることも可能である。ベース12は、単一の構造体であっても、複数の部品で成る構造体であっても良い。ベース12の第2の面20は、例えば、コネクタ28によってハンドル26に接続するように構成されている。

10

【0013】

図4を参照すると、ベース12の第2の面は、通常、ハンドル26に対応してレーザーカートリッジ及びシェーピング補助体が移動可能な態様で、レーザーカートリッジ及びシェーピング補助体を接続するリンケージ（以下、セルフレベルリング機構30という）を有するハンドル26に取り付けられている。特に、第1の方向に対するレーザーカートリッジ及びシェーピング補助体の一方の移動は、レーザーカートリッジ及びシェーピング補助体の他方を、第1の方向と実質的に反対方向である第2の方向へ移動させることとなる。レーザーカートリッジのシェーピング面及びシェーピング補助体の接触面は、この結果、これらが実質的に同一平面上にとどまるように自ら水平になる。このような機構は、例えば、米国特許出願番号10/367,255に見受けられ、これを参照することにより本文に含まれる。

20

30

【0014】

図4及び図5に示す実施形態において、セルフレベルリング機構30は、第1のキャリッジ32、第2のキャリッジ34、並びに、これら間に配設されると共にこれらに嵌め込まれたピボットリンク36を備え、ハンドル26に枢動可能に取り付けられている。ピボットリンク36がキャリッジ32、34の間に配設され、ハンドル26に取り付けられているので、キャリッジ32、34の一方の第1の方向への移動は、キャリッジ32、34の他方を、第1の方向と実質的に反対方向である第2の方向へ移動させることとなる。セルフレベルリング機構30により、使用中に固形のシェーピング補助体の接触面を、レーザーカートリッジ16の近傍に留めておくことが可能となる。上述のセルフレベルリング機構30の実施形態は図示するために提示したものであり、本発明はこのような実施形態に限定されるものではない。

40

【0015】

通常、セルフレベルリング装置の運動は、2つの両極端の位置、例えば、キャリッジ32、34が、それらの運動の一方の終点又は終点近傍に配置される待避位置（図4に示す）と、キャリッジ32、34が、それらの運動の反対側の終点又は終点近傍に配置される延在位置（図5に示す）との間で行われる。

【0016】

本発明に係るシェーピング装置10がセルフレベルリング機構30を有するハンドル26と共に使用される場合、シェーピング装置10は、セルフレベルリング機構30が固定され、操作不能な状態でハンドル26に対して取り付けられる。上述したセルフレベルリング機

50

構 3 0 に関して、ベース 1 2 は、キャリッジ 3 2、3 4 の一方に取り付けられ、ベース 1 2 から突出した 1 つ以上の部材 3 8 が、キャリッジ 3 2、3 4 が互いに関連して動くのを防止している。

【 0 0 1 7 】

図 1 に戻って参照すると、シェービング補助剤吐出装置 1 4 は、容器 4 0、貯蔵媒体 4 2、シェービング補助剤 4 4 及びウィック 4 6 を有している。また、シェービング補助剤吐出装置 1 4 は、容器 4 0 の範囲を規定する内壁 4 8 及び外壁 5 0 を有している。さらに、内壁 4 8 は、レザブレードカートリッジ 1 6 がそれを通るサイズとされた開口部 5 2 の範囲を規定する。シェービング補助剤吐出装置 1 4 の外形は、外壁 5 0 によって規定されるものであり、いかなる形状であっても良い。実質的にベース 1 2 と類似する形状とされた長円形状の吐出装置は、特に実用性に優れている。

10

【 0 0 1 8 】

図 6 及び図 6 A を参照すると、また、シェービング補助剤吐出装置 1 4 は、1 つ以上の容器壁 5 4 を有している。容器壁 5 4 は、シェービング補助剤吐出装置 1 4 を、2 つ以上の異なる容器 4 0 に分割するために用いられる。図 6 A を参照すると、容器壁 5 4 は、容器 4 0 のサイズを縮小するためにも用いられる。1 つ以上の容器 4 0 を有する実施形態において、容器 4 0 は、異なるサイズ及び形状としても良い。

【 0 0 1 9 】

図 8 を参照すると、貯蔵媒体 4 2 は、容器 4 0 内に配設されている。例えば、繊維性材料が、貯蔵媒体 4 2 として利用可能である。利用可能な貯蔵媒体 4 2 の他の例は、これに限定されるものではないが、ウール、ファイバフィル、セルロースやアセテートなどの延伸ファイバ又は押出ファイバを含んでいる。1 つ以上の容器 4 0 を有する実施形態においては、1 つ以上の種類の貯蔵媒体 4 2 を利用しても良い。通常、貯蔵媒体 4 2 は、それが配置される容器 4 0 の全体を満たしている。

20

【 0 0 2 0 】

シェービング補助剤 4 4 は、貯蔵媒体 4 2 内に配置される。ここで用いられる“シェービング補助剤”という用語は、シェービングのための準備、或いは、シェービング前、シェービング中及びシェービング後の肌の手入れを補助する、いずれの非固形材料をいうものとする。例えば、周知の非固形のシェービング補助剤 4 4 は、シェービングクリーム、ソープ、ジェル及びリキッド、並びに、アフターシェービングリキッド、ローション、クリーム及びジェルを含む。このリストは、当業者により知られる全ての非固形のシェービング補助剤 4 4 を包括するものではない。図 6 及び図 6 A のような 1 つ以上の容器 4 0 を有する実施形態においては、様々なシェービング補助剤 4 4 を、異なる容器 4 0 の貯蔵媒体 4 2 に配置しても良い。

30

【 0 0 2 1 】

内側表面 5 6 及び外側表面 5 8 を有するウィック 4 6 は、シェービング補助剤吐出装置 1 4 の上に置かれ、実質的に容器 4 0 を覆っている。ウィック 4 6 の内側表面 5 6 は、貯蔵媒体 4 2 に接触し続けるように位置付けられている。ウィック 4 6 は、貯蔵媒体 4 2 からウィック 4 6 の外側表面 5 8 に毛管現象によりシェービング補助剤 4 4 を吸い上げ可能になっている。ここで用いられる“毛管現象”という用語は、2 つの物質間において粘着力及び密着力によってもたらされる、ウィック 4 6 を通じた非固形材料の自然現象をいい、ここでは非固形材料がウィック 4 6 を通じて移動する。ウィック 4 6 の間隙率、並びに、シェービング補助剤 4 4 の特性は、ウィック 4 6 を介して吸い上げられるシェービング補助剤 4 4 の割合に影響する要因である。ウィック 4 6 は、繊維性材料で形成されることが好ましい。ウィック 4 6 の特徴は、ある環境下において特別なシェービング補助剤 4 4 の望ましい流量を生み出すために変更され得る。ある用途において、ウィック 4 6 は、実質的に貯蔵媒体 4 2 と類似する材料で形成される。

40

【 0 0 2 2 】

図 6 及び図 6 A に示すような 1 つ以上の容器 4 0 を有する実施形態においては、同一又は異なる材質の複数のウィック 4 6 を使用しても良い。

50

【0023】

最終製品の所望の使用方法によって、ウィック46を、容器40に取り外せないように貼り付けるか、或いは、シェービング補助剤吐出装置14に取り外し可能に取り付けるようにしても良い。ウィック46をシェービング補助剤吐出装置14に取り外し可能に取り付ける実施形態において、ウィック46は、貯蔵媒体42内のシェービング補助剤44の補充を許容するために、容器40から選択的に取り外し可能とされる。また、同一の実施形態においては、必要に応じて、ウィック46が選択的に取り外され、消耗した貯蔵媒体42が、シェービング補助剤44で満たされた新しい貯蔵媒体42並びに新しいウィック46に交換される。

【0024】

また、ウィック46は、不可欠ではないが、例えば、図7及び図7Aに示すように、外側に向けて丸みを帯びた外側表面60を有する形状に鑄造されることが好ましい。外側に向けて丸みを帯びた外側表面60は、シェービングされる表面と、ウィック46の外側表面58との間における接触を円滑にし、これにより、ウィック46で貯蔵媒体42からシェービング補助剤44を吸い上げることが可能となる。

【0025】

図1及び図5に戻って参照すると、レーザーカートリッジ16は、それぞれ少なくとも1つのカッティングエッジ62を有する、1つ以上のレーザーブレード61を備えている。レーザーカートリッジ16は、開口部52の中に配設され、内壁48によって実質的に取り囲まれている。レーザーカートリッジ16は、カッティングエッジ62の少なくとも一部が開

開口部52を介して外側に突出するか、開口部52の近傍にあるような態様で配置されている。通常、ウィック46の外側表面58は、レーザーカートリッジ16のカッティングエッジ62の近傍に配置される。このように配置することにより、ユーザは、ウィック46の外側表面58及びレーザーカートリッジ16のカッティングエッジ62を、同時にシェービングされる表面と接触する位置にセットすることが可能となる。上述のように、レーザーカートリッジ16は、ベース12の第1の面18に取り付けられている。ある実施形態において、レーザーカートリッジ16は、シェービングされる表面に十分に適合するように、ベース12に枢動可能に取り付けられる。

【0026】

ある実施形態において、レーザーカートリッジ16は、少なくともカッティングエッジ62の1つが、少なくとも他の1つのカッティングエッジ62と異なる方向に向けてシェービングできるように、方向付けられた複数のカッティングエッジ62を有している。本発明は、線形のレーザーブレードに限定されるものではなく、非線形の形状（例えば、円形、長方形など）と共に使用され得る。その場合、多方向カッティングエッジ62が、種々の幾何学的形状を示すこととなる。

【0027】

本発明は、上述のレーザーカートリッジ16を有するシェービング装置10に関して説明している。しかし、ある実施形態においては、レーザーカートリッジ16は、後述するように、異なるレーザーカートリッジ16の利用を許容するように、ベース12に対して開放可能に取り付けられる。

【0028】

本発明の操作において、ユーザは、ベース12及びハンドル26が適合するコネクタ28を接続することで、本発明のシェービング装置10を選択的にハンドル26に取り付ける。ユーザは、ウィック46の外側表面56、並びに、レーザーカートリッジ16のカッティングエッジ62を、シェービングされる表面に接触する位置に動かす。ユーザがシェービング装置10をシェービングされる領域に沿って動かすに連れて、ウィック46が、毛管現象により貯蔵媒体42からウィック46を介してシェービング補助剤44を吸い上げ、これにより、シェービング補助剤44が直接的にシェービングされる領域に供給される。同時に、ユーザがシェービング装置10をシェービングされる領域に沿って動かすに連れて、カッティングエッジ62が当該領域の不要な毛をシェービングする。

10

20

30

40

50

【0029】

図9及び図9Aを参照すると、他の実施形態において、ベース12及び吐出装置14は、拡張された容器40に適合するために合体している。拡張された容器40は、ハンドル26内に受け入れ可能なサイズとされた付加部分41を有している。付加部分41は、好ましくは、ベース12とキャリッジ32、34とを噛み合わせる形状とされ、キャリッジ32、34における互いに関連した動きを防止する。この結果、セルフレベルング機構30が固定される。

【0030】

本発明は、特にこれらの実施形態に関連して図示して説明しているが、当業者によって、本発明の精神及び範囲から逸脱することなく、この発明に対する様々な修正を行っても良いことが認識される。

10

【図面の簡単な説明】

【0031】

【図1】ハンドルに取り付けられた本発明のシェービング装置の側断面図である。

【図2】本発明のベースの底面斜視図である。

【図3】図2に示すベースの正面図である。

【図4】従来のシェービング装置の側断面図である。

【図5】本発明のシェービング装置の側断面図である。

【図6】本発明のシェービング補助剤吐出装置の斜視図である。

【図6A】複数の容器を有するシェービング補助剤吐出装置の斜視図である。

20

【図7】ウィックを有する図6のシェービング補助剤吐出装置の斜視図である。

【図7A】ウィックを有する図6Aのシェービング補助剤吐出装置の斜視図である。

【図8】図7に示すライン8-8に沿ったシェービング補助剤吐出装置の側断面図である。

。

【図9】本シェービング補助剤吐出装置の他の実施形態を有する本発明の側断面図である。

。

【図9A】図9の本シェービング補助剤吐出装置の他の実施形態のベース、レーザーカートリッジ及び吐出装置部の斜視図である。

【 図 1 】

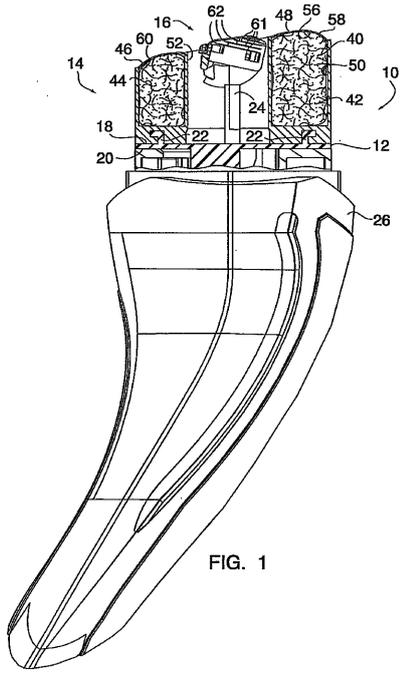


FIG. 1

【 図 2 】

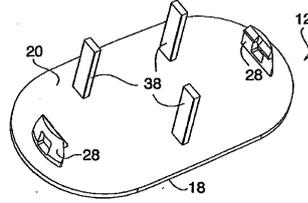


FIG. 2

【 図 3 】

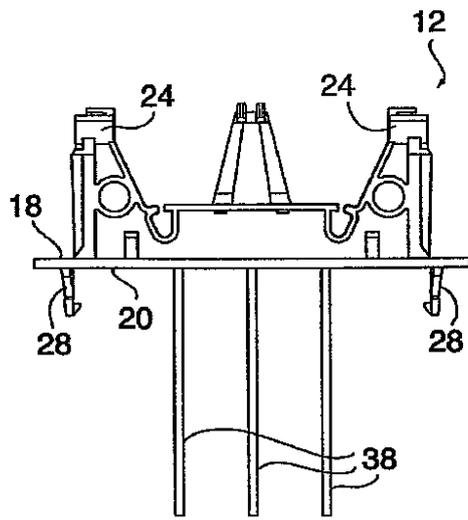


FIG. 3

【 図 4 】

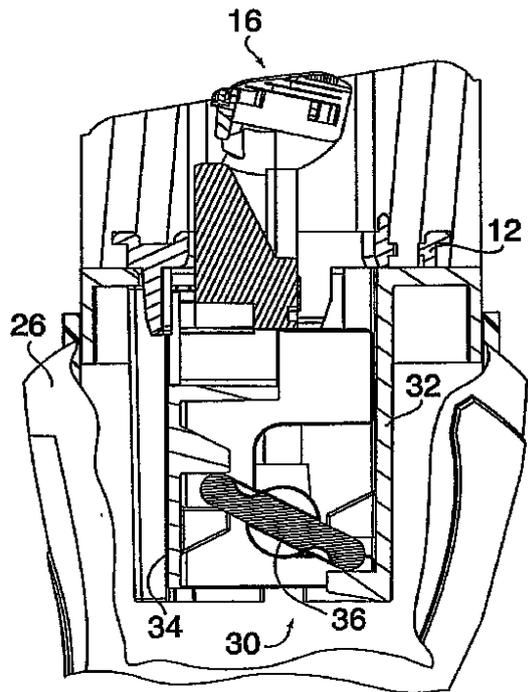


FIG. 4
PRIOR ART

【 図 5 】

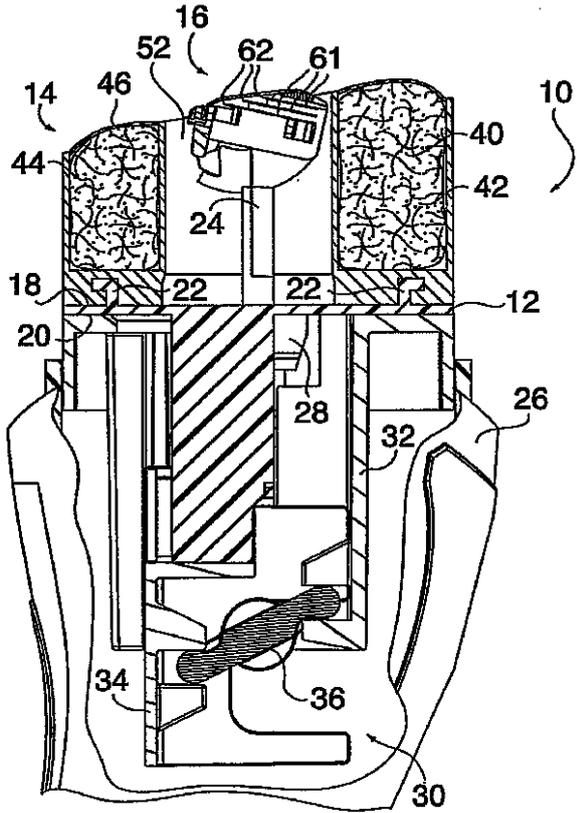


FIG. 5

【 図 6 】

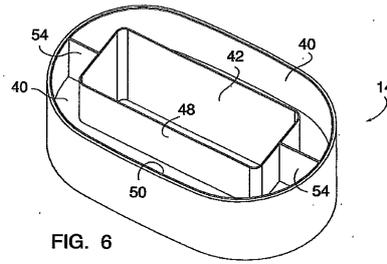


FIG. 6

【 図 6 A 】

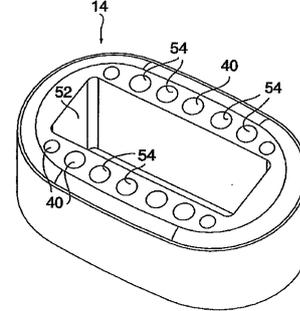


FIG. 6A

【 図 7 】

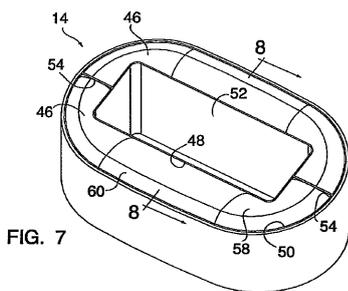


FIG. 7

【 図 8 】

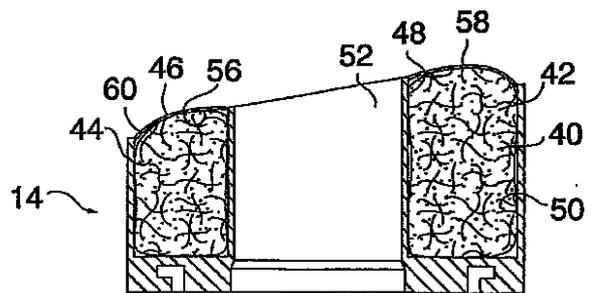


FIG. 8

【 図 7 A 】

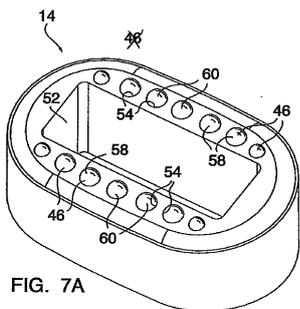


FIG. 7A

【図 9】

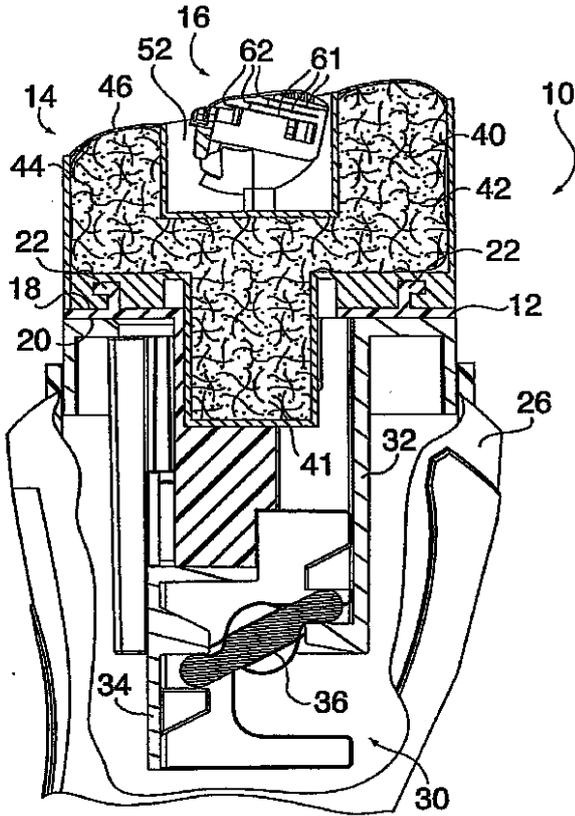


FIG. 9

【図 9 A】

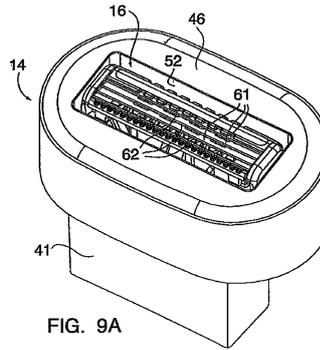


FIG. 9A

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の面と、ハンドルに装置本体を選択的に取り付けるためのコネクタを有する第2の面とを備えるベースと、

前記ベースの第1の面に取り付けられたレーザーカートリッジと、

内壁及び外壁により規定される少なくとも1つの容器を備え、前記内壁により更に前記レーザーカートリッジが通過する開口部が規定されるシェービング補助剤吐出装置と、

前記容器内に配設され、非固形のシェービング補助剤を格納する貯蔵媒体と、

前記容器を実質的に覆い、毛管現象により前記貯蔵媒体からシェービング補助剤を吸い上げ可能なウィックと、を具備することを特徴とするシェービング装置。

【請求項2】

前記ベースは、少なくとも2つの分割された要素から構成されることを特徴とする請求項1記載のシェービング装置。

【請求項3】

容器壁により分割された、少なくとも2つの前記容器を備えることを特徴とする請求項1記載のシェービング装置。

【請求項4】

前記貯蔵媒体は、実質的に前記容器を満たすことを特徴とする請求項1記載のシェービ

ング装置。

【請求項 5】

前記貯蔵媒体は、前記ウィックの内側表面と接触していることを特徴とする請求項 4 記載のシェーピング装置。

【請求項 6】

前記貯蔵媒体は、繊維質材料で構成されることを特徴とする請求項 5 記載のシェーピング装置。

【請求項 7】

前記貯蔵媒体は、押出ファイバで構成されることを特徴とする請求項 6 記載のシェーピング装置。

【請求項 8】

前記貯蔵媒体は、延伸ファイバで構成されることを特徴とする請求項 6 記載のシェーピング装置。

【請求項 9】

前記ウィックは、鋳造可能であることを特徴とする請求項 1 記載のシェーピング装置。

【請求項 10】

前記レーザーカートリッジは、選択的に前記ベースに取り付けられることを特徴とする請求項 1 記載のシェーピング装置。

【請求項 11】

ベースと、

前記ベースに取り付けられたレーザーカートリッジと、

環状形状を有する容器及び開口部を備えるシェーピング補助剤吐出装置と、

前記容器内に配設され、非固形のシェーピング補助剤を格納する貯蔵媒体と、

前記容器を実質的に覆い、毛管現象により前記貯蔵媒体からシェーピング補助剤を吸い上げ可能なウィックと、を具備することを特徴とするシェーピング装置。

【請求項 12】

前記ベースは、選択的に前記ハンドルに取り付けられることを特徴とする請求項 11 記載のシェーピング装置。

【請求項 13】

前記吐出装置は、容器壁により分割された、少なくとも 2 つの前記容器を備えることを特徴とする請求項 12 記載のシェーピング装置。

【請求項 14】

前記貯蔵媒体は、実質的に前記容器を満たすことを特徴とする請求項 12 記載のシェーピング装置。

【請求項 15】

前記貯蔵媒体は、前記ウィックの内側表面と接触していることを特徴とする請求項 14 記載のシェーピング装置。

【請求項 16】

前記貯蔵媒体は、繊維質材料で構成されることを特徴とする請求項 15 記載のシェーピング装置。

【請求項 17】

前記貯蔵媒体は、押出ファイバで構成されることを特徴とする請求項 16 記載のシェーピング装置。

【請求項 18】

前記貯蔵媒体は、延伸ファイバで構成されることを特徴とする請求項 16 記載のシェーピング装置。

【請求項 19】

前記ウィックは、鋳造可能であることを特徴とする請求項 12 記載のシェーピング装置。

【請求項 20】

前記吐出装置は、前記ハンドルに選択的に取り付けられる前記ベースと合体することを特徴とする請求項 1 2 記載のシェービング装置。

【請求項 2 1】

前記吐出装置は、内壁及び外壁により規定される少なくとも 1 つの容器を備え、前記内壁により更に前記レーザーカートリッジを受け入れる開口部が規定されることを特徴とする請求項 2 0 記載のシェービング装置。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International Application No PCT/US2004/042900
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC 7 B26B21/44		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC 7 B26B		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used) EPO-Internal		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category *	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	EP 0 418 483 A (WILKINSON SWORD GESELLSCHAFT MIT BESCHRAENKTER HAFTUNG) 27 March 1991 (1991-03-27) column 9, line 1 - column 10, line 29; figures 1,2	1,11,13
A	EP 1 157 792 A (WARNER-LAMBERT COMPANY; EVEREADY BATTERY COMPANY, INC) 28 November 2001 (2001-11-28) paragraph [0024] - paragraph [0032]; figures 1-7	1,11
A	DE 852 666 C (TESCH KURT) 16 October 1952 (1952-10-16) the whole document	
	-/--	
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of box C. <input checked="" type="checkbox"/> Patent family members are listed in annex.		
* Special categories of cited documents : *A* document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance *E* earlier document but published on or after the international filing date *L* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) *O* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means *P* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed *T* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention *X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone *Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art. *Z* document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 13 May 2005		Date of mailing of the international search report 05.08.2005
Name and mailing address of the ISA European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Maier, M

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International Application No
PCT/US2004/042900

C.(Continuation) DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category *	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	DE 851 007 C (MEIER GEORG) 29 September 1952 (1952-09-29) the whole document -----	
A	US 4 238 882 A (HARRISON, JACK R SR) 16 December 1980 (1980-12-16) the whole document -----	1,11

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

 International Application No
 PCT/US2004/042900

Patent document cited in search report		Publication date	Patent family member(s)	Publication date
EP 0418483	A	27-03-1991	DE 8911246 U1	24-01-1991
			AT 111009 T	15-09-1994
			AT 164798 T	15-04-1998
			DE 59007047 D1	13-10-1994
			DE 59010818 D1	14-05-1998
			EP 0418483 A1	27-03-1991
			EP 0605397 A1	06-07-1994
			ES 2063864 T3	16-01-1995
			US 5134775 A	04-08-1992

EP 1157792	A	28-11-2001	AU 780847 B2	21-04-2005
			AU 4613901 A	29-11-2001
			CA 2348127 A1	22-11-2001
			DE 60101821 D1	26-02-2004
			DE 60101821 T2	04-11-2004
			EP 1157792 A1	28-11-2001
			JP 2001334081 A	04-12-2001

DE 852666	C	16-10-1952	NONE	

DE 851007	C	29-09-1952	NONE	

US 4238882	A	16-12-1980	NONE	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/US2004/042900**Box II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)**

This International Search Report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the International Application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful International Search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

see additional sheet

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this International Search Report covers all searchable claims.

2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fee, this Authority did not invite payment of any additional fee.

3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this International Search Report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this International Search Report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

International Application No. PCT/ US2004/ 042900

FURTHER INFORMATION CONTINUED FROM PCT/ISA/ 210

This International Searching Authority found multiple (groups of) inventions in this international application, as follows:

1. claims: 1-11,13-22

A shaving apparatus, comprising a base, arazor cartridge,
and a wick.

2. claim: 12

A shaving apparatus, comprising a handle having a
self-leveling mechanism, and a replacement cartridge
selectevely attached to the handle.

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW

(74)代理人 100098589

弁理士 西山 善章

(74)代理人 100101889

弁理士 中村 俊郎

(72)発明者 ベネラ アンドリュー

アメリカ合衆国 06901 コネチカット州 スタンフォード ブラックウッド レーン 180